

## 開 議

○大沼 久議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員は、15番、鈴木小市議員の1名であります。

よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

なお、沼澤厚子監査委員事務局長が欠席のため、鹿間忠二補佐が出席しておりますので、ご報告いたします。

また、山形新聞社長井支社長からパソコン使用について申請があり、許可いたしましたので、ご報告いたします。

本日の会議は、配付しております議事日程第4号をもって進めます。

ここで、本日の会議の運営について、議会運営委員会の報告を求めます。

鈴木武次議会運営委員長。

(鈴木武次議会運営委員長登壇)

○鈴木武次議会運営委員長 おはようございます。

本日の本会議運営について、先ほど議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

初めに、9月1日の本会議において各委員会に付託されました議案等の審査の結果であります。決算特別委員長、各常任委員長、予算特別委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行うことといたします。

なお、認第1号に反対1名の討論の通告がなされております。

次に、本日追加されます議案について申し上げます。

追加議案は、議事日程第4号のとおり、人事案件4件、議会案1件であります。

追加議案の審議の方法につきましては、付託議案の表決終了後に議長より、委員会付託を省略し、全員による審議を諮っていただき、決定後、提案説明、質疑、討論、表決の順でご審議くださるようお願いいたします。なお、人事案件については、申し合わせにのっとり、提案説明後、質疑と討論を省略し、直ちに表決することといたします。

以上、本日の本会議の運営につきまして議会運営委員会において協議、決定いたしましたので、よろしくお取り計らいくださいますようお願いを申し上げて、報告といたします。

○大沼 久議長 お諮りいたします。本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、配付しております議事日程第4号をもって進めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

### 日程第1 認第1号 平成17年度 長井市歳入歳出決算認定について外 12件

○大沼 久議長 日程第1、認第1号 平成17年度長井市歳入歳出決算認定についてから日程第13、議案第67号 平成18年度長井市水道事業会計補正予算第2号までの13件を一括議題といたします。

### 決算特別委員会審査報告

○大沼 久議長 初めに、決算特別委員会の審査

の報告を求めます。

佐々木榮七決算特別委員長。

(佐々木榮七決算特別委員長登壇)

○佐々木榮七決算特別委員長 おはようございます。

今定例会において、決算特別委員会に付託になりました認第1号 平成17年度長井市歳入歳出決算認定について並びに認第2号 平成17年度長井市水道事業会計決算認定についての2件について、審査いたしました経過と結果についてご報告を申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月1日の本会議終了後に、正副委員長を選出し、9月14、15日に審査が行われたところであります。

審査に当たっては、本会議における市長の提案説明並びに監査委員の監査報告、委員会における収入役を初め担当課長の細部にわたる説明を受け、3名の委員の総括質疑が行われ、終了後に細部審査が行われたところであります。

その経過につきましては、議長及び議会選出監査委員を除く全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過などについて申し上げることを省略させていただき、後日、会議録によりご承知おきくださいますようお願いを申し上げ、審査の結果のみご報告を申し上げます。

認第1号 平成17年度長井市歳入歳出決算認定につきましては、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第2号 平成17年度長井市水道事業会計決算認定につきましては、全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程において委員各位から出されました質疑、意見等について十分意を用いられ、事務の執行に当たられるよう希望を申し上げます。決算特別委員会の審査の報告を終わります。

○大沼 久議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、認第1号 平成17年度長井市歳入歳出決算認定についての1件について、討論の通告がありますので、発言を許可します。

議席番号16番、藤原民夫議員。

(16番藤原民夫議員登壇)

○16番 藤原民夫議員 私は、平成17年度長井市一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論をいたします。

まず初めに、1款市税について申し上げます。

決算書とともに配付された「主要な施策の成果報告書」の税務課の資料の中で事務事業として取り上げております市税条例の改正について、事業の内容として次のように書いております。あるべき税制の構築に向け、税法等の改正にあわせ必要な条例改正の実施とありまして、8点ほど上げております。その中に、1、市民税の定率減税の縮減、また、2、老年者の所得125万円以下非課税措置の廃止とあります。

そこで、私は、地方税の課税根拠について、憲法ではどのように規定しているのかということについて考えてみたわけでありまして、憲法は、地方自治が民主政治の基礎であることに着目し、特に地方自治と題する1章を設けて、地方自治の本旨に基づく制度を保障しているのであります。自治体の課税権は地方自治の本旨に基づいて、地方議会の議決を経て、条例という形で行使されるわけでありまして、地方公共団体はその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができるのであります。住民は、この条例によって、納税の義務を負うので

+

あります。

ところが、税務課の掲げた事業の内容によりますと、この原則を離れて、国が決めた税法等があるべき税制の姿であると、疑問の余地なく表現しているのです。しかし、そうでありましょうか。憲法は、第92条で、自治体の課税権は地方自治の本旨に基づいて、また、94条で、地方議会の議決を経て条例の制定という形で行使されるとしているのであります。地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができるのとあり、住民は、この条例により納税の義務を負っているのです。

ここで私が申し上げたいのは、市民税の定率減税の縮減及び老年者の所得125万円以下の非課税措置の廃止によってこうむる住民への負担軽減策という道を、全くはなから閉じてしまうという行政の姿勢について申し上げているのであります。軽減策などというやり方は行わないとして、窓口を閉じてしまっているのか。市民の暮らしの実態をもっと詳しく調査してみるべきではないのか。私はこのように思うのであります。

個人住民税の定率減税半減や高齢者への非課税制度の廃止などを盛り込んだ地方税法改正案は、17年3月18日、参議院本会議で、自民、公明の賛成多数で可決、成立しました。住民税の定率減税半減は納税者全体への負担増となり、65歳以上の高齢者で所得125万円までは非課税となっている制度の廃止は、国民健康保険税や介護保険料値上げに連動して雪だるま式の負担増となって、市民の暮らしを直撃しているのです。

東洋経済統計月報の17年4月号には、「業績回復でも収入がふえず、景気の誤認識で負担がふえ、不安度は増すばかり、これでは消費は回復しない」というレポートを掲載しており、企

業業績が堅調なのに個人消費が堅調ではないのはなぜかというふうに問いかけ、それは15年後半から16年初めのデジタル景気による消費の一時的な急拡大を本格的な回復と認識したことの誤りがあり、その認識のもとに政府が年金、保険料などの引き上げを決め、定率減税廃止の議論に走ったことを批判しているのです。収入がふえない中で、税や社会保障の負担がふえれば、財布のひもはさらにかたく締め、マインドは一段と冷え込み、現在と将来の生活に対する不安感が高まると、この月報は警告しているのです。

定率減税が実施されたのは、平成9年に消費税の増税などで国民に9兆円の負担増が押しつけられ、回復傾向だった景気が一気に冷え込んだのであります。これに政府が慌てて実施した対策がこの定率減税だったのであります。政府は今、景気は回復傾向にあるからと、減税措置を廃止したのであります。定率減税が全廃されれば、総額3.3兆円もの負担増が国民に押しつけられると言われております。

所得税額や住民税額は、各世帯の状況や年収によって税額が変化するわけであり、そのため、定率減税廃止の影響は各世帯によって異なるわけであり、例えば専業主婦の妻と子供の3人で暮らす年収300万円のサラリーマンの場合、定率減税の廃止によって年間約1万4,000円の増税となり、さらに廃止された配偶者特別控除による増税額を合わせると、増税額は年間約5万9,000円となるのであります。また、共働き夫婦で子供がない場合は、単身者2人分の増税額を合わせた額になるなど、定率減税の廃止は働き盛り、子育て世帯に大きな負担増を強いることになるのであります。

先ごろのテレビ番組で、ある大手小売業のトップの方が、定率減税の縮小・廃止について、今、こんなことをやっていたら、庶民の財布のひもが締まるから反対だというふうにお

りました。

その一方で、政府は、大企業や高額所得者、大資産家向けの減税が5.3兆円に上るといふ報道があります。最も大きいのは法人税、法人住民税、法人事業税の減税であります。これらによって、例えばトヨタ自動車1社だけでも法人3税が1,300億円もの減税になっております。さらに日産自動車の役員は、1人当たり平均で3,800万円の減税になっているのであります。サラ金のアイフルの社長は1年間で推計7億円以上、武富士の専務は6億円近い減税という報道もあります。こうした大企業や高額所得者への行き過ぎた減税を放置して、庶民に大增税を押しつける、こういう政治こそ正すべきだと私は思うのであります。

私がここで申し上げたいことは、税務課が提出した資料にある市税条例の改正に当たって、あるべき税制の構築という方針についてもっと検討を加えるべきであり、その内容については、ただいま申し上げましたような実例や考え方もっと奥深く研究を重ね、その中で、住民が主人公という地方自治の本旨に立ち返った適正な税負担のあり方について、市民の目線に立った改善の方策が求められるべきではないかということでもあります。

憲法は、税金は能力に応じて支払い、支払った税金は福祉に使うという立場をとっております。この観点から、私は、市民税の定率減税の縮減と老年者の所得125万円以下の非課税措置を廃止した財源をもって構成された一般会計歳入歳出決算に反対するものであります。

**○大沼 久議長** 以上で通告による討論が終わりました。

これより採決いたします。

認第1号の1件について、決算特別委員長の報告は、認定であります。

決算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

**○大沼 久議長** 起立多数であります。よって、認第1号は、決算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、認第2号 平成17年度長井市水道事業会計決算認定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

認第2号の1件について、決算特別委員長の報告は、認定であります。

決算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○大沼 久議長** 起立全員であります。よって、認第2号は、決算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

## 総務・文教常任委員会審査報告

+

**○大沼 久議長** 次に、総務・文教常任委員会の審査の報告を求めます。

安部 隆総務・文教常任委員長。

(安部 隆総務・文教常任委員長登壇)

**○安部 隆総務・文教常任委員長** おはようございます。

平成18年第4回市議会定例会において、総務・文教常任委員会に付託になりました議案1件、請願1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月11日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、初めに、議案第60号 長井市営バス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、市営バスの運行について、市民の利